

## 住宅性能証明

### ・必要図書(正・副)

図書名	断熱等性能等級	一次E消費量等級	耐震性	バリアフリー性
依頼書	○	○	○	○
委任状	○	○	○	○
設計内容説明書	○	○	○	○
仕様書(仕上表)	○	○	○	○
付近見取図	○	○	○	○
配置図	○	○	○	○
平面図	○	○	○	○
立面図	○	○	○	○
矩計図(断面図)	○	○	○	○
基礎伏図	●	●	○	-
外皮計算書等	○	○	-	-
一次E消費量計算書	-	○	-	-
構造計算等(等級2以上)	-	-	○	-
各階伏図	-	-	○	-
その他必要図書	○	○	○	○
家屋番号がわかる資料	○	○	○	○

- ※ 依頼書、委任状及び設計内容説明書は、当社HPの書式集よりダウンロードができます。
- ※ 設計内容説明書は審査項目ごとに選択し、ご使用ください。
- ※ 仕様書は性能評価のものをご使用ください。
- ※ ●は他図面にて判断できれば必要ありません。
- ※ その他必要図書については訂正時にご連絡いたします。
- ※ 構造計算書付の場合は別途添付が必要です。
- ※ 家屋番号がわかる資料で新築の場合は、登記が終わりましたら添付ください。

### ・審査フロー

受付→図面審査→現場検査(申請基準により検査回数が異なります。)->交付

### ・審査項目

断熱等	①断熱等性能等級4の住宅
	②一次エネルギー消費量等級4以上の住宅
耐震性	③耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅
	④免震建築物
バリアフリー	⑤高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

### ・検査回数

- ・断熱等の場合  
下地張り直前工事の完了時及び竣工時の最低2回
- ・耐震性の場合  
基礎配筋工事の完了時、躯体工事完了時及び竣工時の最低3回
- ・バリアフリーの場合  
下地張り直前工事の完了時及び竣工時の最低2回
- ・既存住宅の取得、増改築等の工事の場合  
現場検査は原則1回

- ※ 耐震性に関する審査で建築基準法に基づく検査済証の提出を受けた場合、竣工時の検査を省略することができます。